

令和 4 年度第 2 回 千代田区都市計画審議会

東京都市計画駐車場 第 22 号 常盤橋駐車場の変更
(千代田区決定)

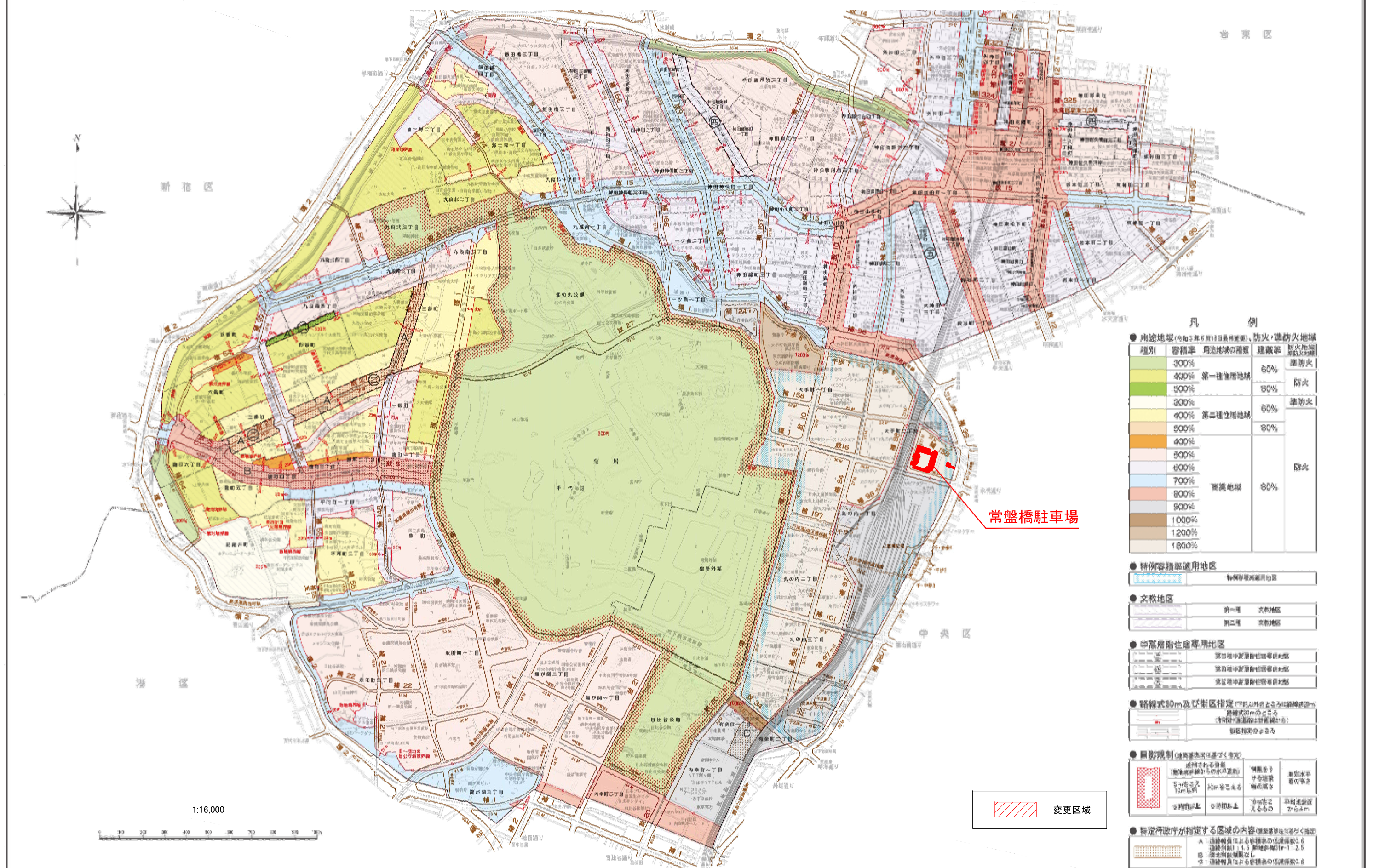
資料 総括図 …P . 1

計画書 …P . 2

計画図 …P . 3

理由書 …P . 4

東京都市計画駐車場 第22号常盤橋駐車場 総括図[千代田区決定]



凡 例			
● 用途地域 (令和5年5月1日現在適用)	容積率	用途地域の種別	建築率
第一種住居地域	300%	第一種住居地域	60%
第二種住居地域	400%	第二種住居地域	80%
第三種住居地域	500%	第三種住居地域	80%
商業地域	800%	商業地域	80%
工業地域	1000%	工業地域	80%
特別容積率適用地区	1200%	特別容積率適用地区	80%
文教地区	100%	文教地区	80%
中高層居住区域	100%	中高層居住区域	80%
路線式80m及び街区指定 (75m以上の場合は路線式20m)	100%	路線式80m及び街区指定 (75m以上の場合は路線式20m)	80%
日照規制 (建築基準法に基づく規定)	100%	日照規制 (建築基準法に基づく規定)	80%
特定行政庁が指定する区域の内容 (建築基準法に基づく規定)	100%	特定行政庁が指定する区域の内容 (建築基準法に基づく規定)	80%

東京都市計画駐車場の変更（千代田区決定）

東京都市計画駐車場中、常盤橋駐車場を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	構 造	備 考
番 号	駐 車 場 名				
第 2 2 号	常盤橋駐車場	千代田区大手町二丁目 地内	約 0.51ha	地下 4 層 (地下 1・2・3・4 階部分)	駐車場台数 約120台 電気自動車充電スペース 2 台 駐輪場 約111台 出入口 2 箇所

「区域は計画図表示のとおり」

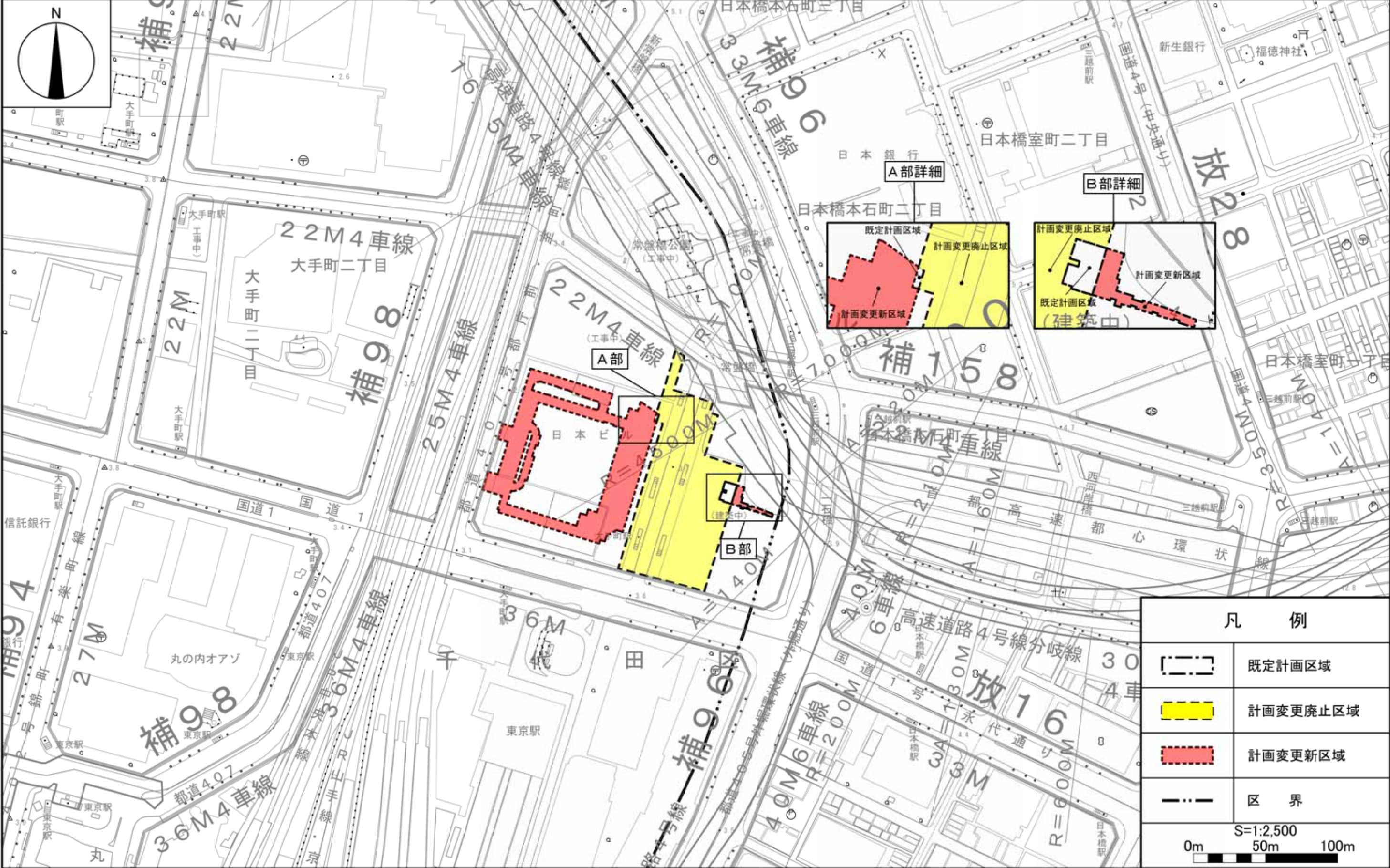
理由 ： 常盤橋街区の再整備に伴い、公共駐車場・駐輪場・電気自動車充電スペースとして必要な台数を確保するため、都市計画駐車場を変更する。

変更概要

名 称	変 更 事 項
第 2 2 号 常盤橋駐車場	1 区域の変更 計画図表示のとおり 2 面積の変更 約 0.72ha → 約 0.51ha

東京都市計画駐車場 第22号 常盤橋駐車場 計画図

[千代田区決定]



都市計画変更の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画駐車場 第22号 常盤橋駐車場

2 理由

大手町・丸の内・有楽町地区は、千代田区都市計画マスタープランにおいて、歴史の積み重ねによる風格ある質の高い街並みの形成、水と緑にあふれた環境共生空間の創出、高次の業務機能への質的な変換、商業・文化・交流機能など多様な機能の導入等を図る地域とされている。

また、本地区は特定都市再生緊急整備地域に指定されており、地域整備方針において、高次の業務機能や高度な支援機能を備えた国際的な中枢業務拠点を形成するとともに、商業・文化・交流などの多様な機能導入による賑わいと回遊性のある都市空間の形成や、防災性の向上を図ることとしている。

さらに、大手町地区については、「大手町まちづくり推進会議」においてまとめられた「大手町まちづくりのグランドデザイン」の中で、業務中枢機能を中断・停滞させることなく機能を更新・高度化する「連鎖型再開発」を核としつつ、環境問題や都市景観の形成への配慮、高度な防災機能を実現するよう計画的に土地利用の更新を進めることとしている。

なお、令和3年7月に千代田区駐車場計画が策定され、千代田区における駐車場の目指すべき方向性として、ウォークアブルなまちづくりに寄与する駐車場のあり方と、駐車場として存在する空間を最大限活用することの2つが示されている。

常盤橋街区は、昭和37年に下水ポンプ場などの都市基盤施設と民間建築物を一体的に整備する、常盤橋地区再開発区域に指定されるとともに、都市計画道路、都市計画公園、都市計画駐車場などが旧都市計画法により決定された。都市計画駐車場については当初、公共駐車台数以外に建物の附置義務駐車台数が含まれていたが、平成24年の都市計画変更に伴い、公共駐車台数のみの台数に変更されている。

本計画は常盤橋街区の再整備に伴い、駐車場を機械式へ変更するとともに、電気自動車充電スペース・駐輪場を設けることにより、利用者の安全性・快適性・利便性の向上や環境負荷軽減を図るとともに、地域課題の解決を図ることを目的として、都市計画の変更を行うものである。